

平成27年4月10日
国土交通省 九州地方整備局
筑後川ダム統合管理事務所

「下釜ダム湖と森の会」が河川協力団体に指定をうけ 指定証の授与式を開催します！

国土交通省では、河川法の一部改正にもとづいて、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO法人等の民間団体を支援するため、河川協力団体制度を創設しました。平成26年度に公募し審査した結果、筑後川ダム統合管理事務所ですべての河川協力団体として指定しました。

つきましては、以下のとおり河川協力団体指定書証の授与式を開催します。

記

1. 河川協力団体指定証の授与式
日時：平成27年4月15日（水） 14:30～15:00
場所：松原ダム資料室（まつばら館）日田市大山町西大山
2. 河川協力団体に指定された会
特定非営利活動法人下釜ダム湖と森の会

問い合わせ先：国土交通省 筑後川ダム統合管理事務所 技術副所長 三浦一浩
電話：0942-39-6651（代） FAX：0942-35-8242

同日13:30から同じ場所で、平成27年度災害応急対策に関わる基本協定締結式を行います。

河川を守ってくださる団体を応援します！

創設「河川協力団体制度」

河川協力団体制度とは？

- 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。
- 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められるNPO等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。

河川管理者(国・都道府県等)

指定 申請

法人または団体(NPO等)

自発的活動

河川協力団体は、以下のような活動を行います。

(掲載写真は活動のイメージです。)



■ 上記に付帯する活動

上記①～⑧の活動のほかにも、河川の維持、河川環境の保全等を目的とした活動があれば、お近くの事務所等へご相談ください。

河川協力団体に指定されると？

活動に必要な河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。(掲載写真は活動のイメージです。)

工事等の実施の承認	河川法第20条
土地の占用の許可	河川法第24条
土石以外の河川産出物の採取の許可	河川法第25条後段
工作物の新築等の許可	河川法第26条第1項
土地の掘削等の許可	河川法第27条第1項
権利の譲渡の承認 <small>※第24条および第25条後段の許可に係る部分に限る</small>	河川法第34条第1項

【例】河川法第24条、第26条の許可が必要



河川法第99条の規定に基づき…

河川管理者が特に必要があると認めるときは、河川法第99条の規定に基づき、河川管理施設の維持、その他これに類する河川管理に属する事項が委託可能になります。(掲載写真は活動のイメージです。)

現行

地方公共団体のみ委託可能

法改正後

国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

委託の例

1 河川管理施設の維持



2 その他これに類する河川の管理に関する事項



河川管理者の行うもの
申請者の行うもの

